

④ 政策目標5－2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

世界経済の持続的な成長に資するためWTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け、引き続き積極的に取り組むとともに、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（注）交渉も引き続き積極的に推進していきます。

WCO（世界税関機構）等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）、日中韓の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、税関手続の国際的標準化や税関行政に関する規則の統一等が図られることにより、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者の利便性の向上、社会悪物品の密輸阻止等にも資するものと考えられます。

主要な国際貿易国である我が国としても、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、リーダーシップを發揮しつつ税関分野における手続等の国際的調和の推進に重点的に取り組みます。

また、我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資するためには、貿易円滑化を推進することが重要です。今後、特に成長著しいアジア太平洋地域における貿易円滑化を積極的に推進していきます。

（注）EPA（経済連携協定）：FTA（自由貿易協定）の要素（モノ・サービス貿易の自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定のことをいう。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

知的財産推進計画2009（平成21年6月24日知的財産戦略本部決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

業績目標 5-2-3：アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

④ 業績目標 5-2-1：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進

① WTOにおける取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、関税引下げ等の貿易自由化に加え、貿易円滑化や不

当廉売関税（反ダンピング税）等の貿易規則の明確化・拡充も対象とするものであり、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持っています。

平成21年7月のラクイラ・サミットや9月のピツツバーグ・サミット等で平成22年（2010年）中の交渉妥結の追求がコミットされたことを受け、今後の交渉の進め方等について実務レベルでの検討が進められました。平成21年11月の第7回WTO定例閣僚会議では、ラウンドに係る交渉は行われませんでしたが、平成22年（2010年）中の交渉妥結の必要性とともに、同年第1四半期までに交渉の進捗状況を評価するための作業を実施する必要性が再確認されました。

財務省は、多角的貿易体制の維持・強化に向け、開発途上国の関心や懸念にも配慮しつつ、同交渉の早期妥結に向け、積極的に取り組んでいきます。また、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉を積極的に推進していきます。

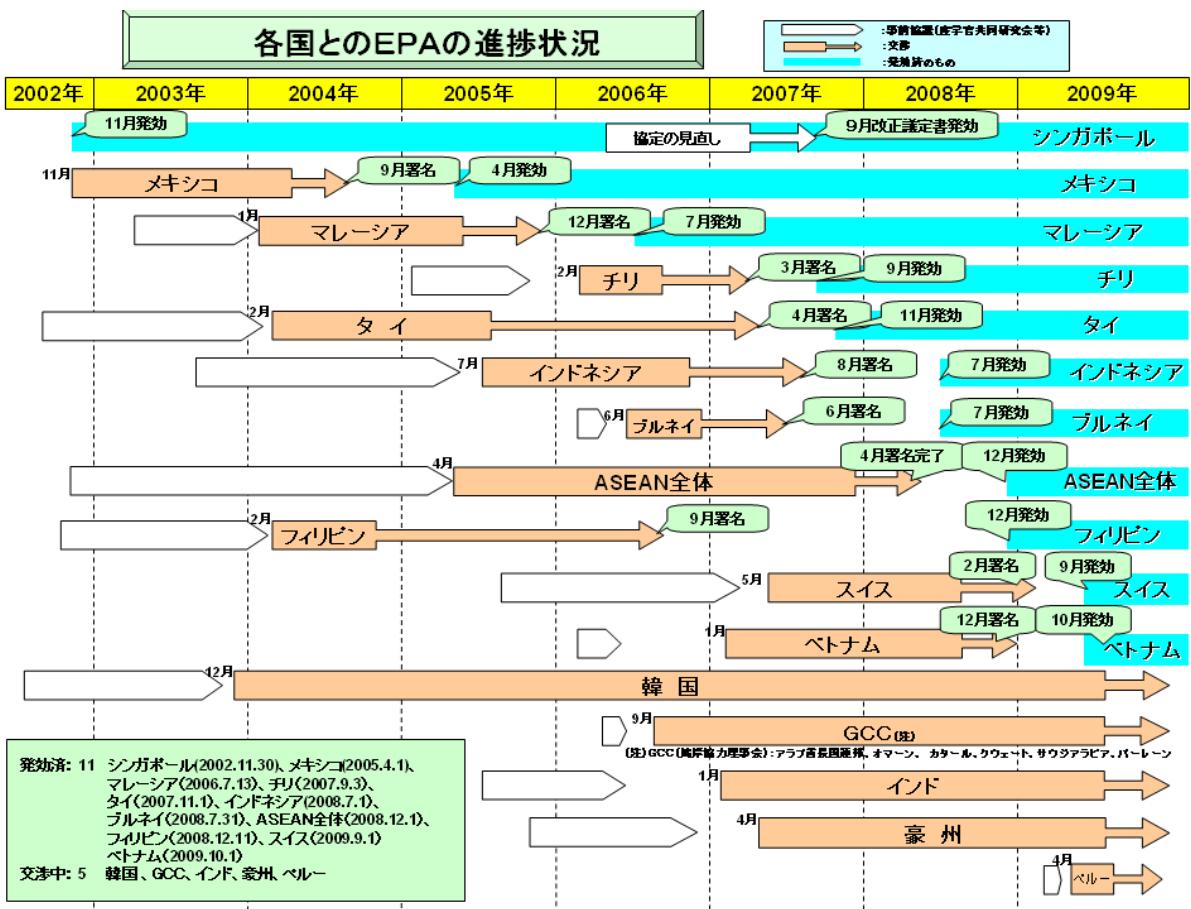
② E P Aにおける取組

貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、E P A交渉を積極的に進めています。

平成21年度には、新たにスイス（平成21年9月）、ベトナム（同年10月）との間のE P Aが発効しました。財務省はE P A発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に引き続き努めています。現在はG C C（湾岸協力理事会）、インド、豪州及びペルー等との間で交渉中です。財務省は引き続き、関税制度を所管する立場とともに税関協力等を担当する立場から、関係省庁との連携を密にした上で、交渉を推進していきます。

また、日本、中国、韓国の3カ国による産官学共同研究、日中韓にA S E A Nを加えた「A S E A N+3」の枠組み、更にインド、豪州、ニュージーランドを加えた「A S E A N+6」の枠組み、アジア太平洋地域の自由貿易圏（F T A A P）構想の広域経済連携については、財務省は今後とも、積極的に参加していきます。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (平成22年3月現在)

**業績目標 5-2-2: 税関分野における手続等の国際的調和の推進**

① WCO等国際機関等における取組

WCOにおいては、「基準の枠組み（国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み）」（平成17年6月採択）や「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）」（平成18年2月発効）等の実施に積極的に取り組みつつ、各国に対しても着実な実施を奨励していくことを基本とし、以下の分野における国際的調和を推進します。

貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者（輸出入者等）を認定し、通関手続きの簡素化等の便益を与えるAEO（認定事業者）制度については、WCOで策定された「AEOガイドライン（平成18年6月採択、平成19年6月に「基準の枠組み」に一体化）」を踏まえ、積極的に拡充してきたところですが、引き続き国際物流におけるセキュリティ対策の強化と物流の円滑化の両立に努めています。また、AEO制度を導入した各国当局間において相互に承認し、二国間の安全かつ円滑な物流を目指すAEO制度の相互承認に向けた取組も進めているところです。我が国は平成20年5月にニュージーランド、平成21年6月に米国との間で相互承認取決めへの署名を行ったほか、EU、カナダ等との間で協議等を進めます。

知的財産侵害物品の水際取締りの強化についても、積極的に取り組んでいきます。また、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指し、関係省庁と協力して、

諸外国との交渉に取り組みます。

また、WTO ドーハ・ラウンドにおいては、貿易手続の透明性等の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉において、他の加盟国とともに具体的な提案を行う等、交渉の進展に積極的に貢献していきます。

さらに、WTO協定に基づく非特恵原産地規則の国際的な調和（統一）作業においても各国における非特恵原産地規則の透明性・予見可能性の向上に向け、積極的な貢献を行うとともに、規則が我が国の慣行に照らし十分合理性を有するものとなるよう努めています。

② APEC、ASEM、日中韓の地域協力の枠組みにおける取組

地域協力の枠組みであるAPEC、ASEMにおいても、主に税関手続関連事項を扱う小委員会等で、税関手続の国際的調和・簡素化等に向けた作業が行われています。また、日本、中国、韓国の3か国間では、関税局長・長官会議を開催し、知的財産侵害物品取締り、密輸情報の交換、AEO（認定事業者）制度等の分野における協力が進められています。

平成22年は我が国がAPEC議長を務め、首脳・閣僚会議や各種大臣会合等を主催します。11月の首脳会議に向けた貿易円滑化の議論の中で、税関手続小委員会においては、我が国が議長を務め、APEC域内における通関手続きの簡素化・調和化、IT化の推進、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を中心とした議論に主導的な立場で臨みます。さらに、民間からの要請も踏まえつつ、より高いレベルから将来の活動指針を与える目的で、税関ビジネス対話や関税局長・長官会合を開催します。

財務省はAPECの目標である「自由で開かれた貿易と投資」（ポゴール目標）の検証及び、新たな目標であるAPEC成長戦略の策定について、外務省、経済産業省とともにその中心的役割を担っていきます。また、我が国が中心となって取りまとめ、平成19年7月に承認された、「平成22年までにAPEC域内貿易取引コスト5%削減を実現するための具体的な行動計画」についても、引き続きメンバーにその実施を奨励することにより、APEC域内の貿易円滑化に着実に取り組んでいきます。

ASEMでは、平成21年10月にヘラクリオン（ギリシャ）で開催されたASEM関税局長・長官会合において、①貿易円滑化及び物流の安全、②知的財産権の保護、③社会及び環境の保護における税関の役割、④ビジネスとの関係強化等を中心に議論し、「ヘラクリオン宣言」を取りまとめました。また、同会合で承認されたASEM貿易円滑化行動計画（2010年－2012年）に基づき、ASEM域内における円滑な貿易の促進に引き続き貢献していきます。

日本、中国、韓国の3か国間においては、平成19年より年1回、日中韓3か国での情報交換等の協力関係を強化するため日中韓3か国関税局長・長官会議を開催しています。平成21年9月に開催された第3回会議では、平成20年の日中韓首脳会議において策定するとされた3か国の税関当局の中・長期的な行動計画に合意しました。行動計画には、①知的財産権の保護、②密輸情報の交換、③AEO（認定事業者）の相互承認、④貿易

円滑化、⑤人材育成、⑥国際フォーラム（WCO、APEC、ASEM、ASEAN+3等）における協力の分野において、3か国税関当局の協力を強化することが盛り込まれています。今後とも、貿易の安全確保と円滑化という共通の目標に向け、良好な協力関係を維持するとともに、行動計画を着実に実施するよう取り組んでいきます。

③ E PAにおける税関協力等に関する取組

E PAの交渉分野には、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の国際的調和・簡素化や税関協力等が含まれており、これまで発効に至っているE PAには、こうした税関分野に関する規定が盛り込まれています。今後のE PA交渉においても、税関分野における手続等の国際的調和を推進するため、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

④ 税関当局間の情報交換等に関する取組

E PA等を通じて貿易円滑化に取り組んでいますが、その一方では、国際物流の増大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が跡を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国の税関当局との間で、関連する情報の交換を行うために相互に支援すること、また、貿易円滑化への取組を含む税関当局間の協力関係を強化することを定めた政府間協定・税関当局間取決め（税関相互支援協定）を締結しています。米国、豪州、ニュージーランド、韓国、カナダ、中国、香港、EU、マカオ及びオランダに加え、平成21年度においては、新たにロシア（平成21年5月）及びイタリア（平成21年12月）と締結しました。今後も、各国との締結に向け努力していきます。

さらに、これまで発効に至っているE PAのうち、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナム及びイスイスとのE PAには、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定が盛り込まれており、今後のE PA交渉においても、同様の規定が盛り込まれるよう取り組んでいきます。

当該目標に対応する業績指標として、「税関相互支援協定等の締結数」を設定し、税関当局間の協力関係を強化しているかを測定します。

◎業績指標 5-2-1：税関相互支援協定等の締結数

（単位：国・地域）

	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度目標値
締結数	9	14	18	20	増加

（出所）関税局参事官室（国際調査担当）調

（注1）各年度末における累計。

（注2）締結数には、税関相互支援協定及び税関相互支援協定と同様の規定が盛り込まれているE PA（署名済（未発効）のものを含む）を計上。

㊂ 業績目標 5-2-3：アジア太平洋地域における貿易円滑化の推進

① APECホスト国として通関手続きの簡素化・調和化等の議論をリード

業績目標 5-2-2で述べたとおり、平成22年は我が国がAPEC議長を務め、首脳・閣

僚会議や各種大臣会合等を主催します。11月の首脳会議に向けた貿易円滑化の議論の中で、税関手続小委員会においては、我が国が議長を務め、APEC域内における通関手続きの簡素化・調和化、IT化の推進、知的財産権侵害物品の水際取締りの強化を中心とした議論に主導的な立場で臨みます。

② 我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資する技術協力

我が国企業のビジネス・貿易環境の改善に資するためには、各国における通関制度・体制の整備等を進めることを通じて、貿易円滑化を推進することが重要です。特に、我が国の貿易においてアジア諸国との貿易額・シェアが増えてきている中では、アジア諸国を中心とした通関の迅速化・コスト低減を図っていくことが効果的です。

この観点から、財務省は、アジア太平洋地域を中心とした途上国における、通関制度・体制等の水準の向上を図り、貿易円滑化を推進するため、施策 6-2-4でも述べるとおり、技術協力を一層推進していきます。

5. 参考指標（6 指標）

(新)	<ul style="list-style-type: none">○ 関係国際会議における活動状況○ アジア諸国との貿易額・シェアの推移○ 世界全体の貿易額【再（総5）】○ 輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移【再（総5）】○ 關稅負担率の推移とその国際比較【再（総5）】○ 地域貿易協定の年次別推移【再（総5）】
-----	--